

災害により被災したことによる入学志願者の検定料免除の臨時措置について

理事長裁定

制定 平成29年4月21日

独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則第12条第2項の規定に基づき、平成30年度入学者選抜試験における、災害により被災したことによる入学志願者の検定料免除の臨時措置について次のように定める。

- 1 国立高等専門学校に入学を志願する者で、平成29年度に、その主たる家計支持者の居住地が災害による被災に伴い災害救助法の適用を受け、居住する家屋が被害を受けた場合には、被災日以降に出願手続きをする入学者選抜において、検定料免除申請書に罹災証明書等（居住家屋の被害程度について、地方自治体の現地調査等に基づき証明する書面）を添えて提出することにより、検定料を免除する。

なお、既に支払った検定料については、還付の申し出により返還することとする。

- 2 この裁定は、平成29年4月1日から施行し、平成30年度入学者選抜が終了した時に、その効力を失う。